

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 事業収入			1,504,189
		1. 事業収入	1,504,189
2. 繰入金			7,066
		1. 一般会計繰入金	7,066
3. 諸収入			106,269
		1. 雑入	106,269
歳入	合	計	1,617,524

歳出	款	項	金額
1. 競馬事業費			1,617,524
		1. 競馬事業費	1,617,524
歳出	合	計	1,617,524

平成19年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計予算

平成19年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,617,524千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入 歳入 歳出 予 算

歳入	款	項	金額
	1. 使用料及び手数料		360
		1. 使用料	360
	2. 国庫支出金		31,100
		1. 国庫補助金	31,100
	3. 県支出金		9,000
		1. 県負担金	9,000
	4. 財産収入		4,133
		1. 財産運用収入	4,133
	5. 繰入金		373,337
		1. 一般会計繰入金	373,337
	6. 諸収入		480
		1. 雑入	480
	7. 市債		56,400
		1. 市債	56,400
歳入	合 計		474,810

歳出	款	項	金額
	1. 市街地再開発事業費		474,810
歳出	合 計		474,810

平成19年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算

平成19年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ474,810千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成19年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額	額
資金借換に伴う金沢市土地開発公社に対する債務負担	平成20年度から平成23年度まで	220,000千円及び支払利息、委託事務費相当額	
資金借換に伴う金沢市土地開発公社に対する債務保証	平成19年度から平成23年度まで	220,000千円	

平成19年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,922,364千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができるところの地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	56,400千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、借入期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合計	56,400			

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業	千円 164,000	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合に よる、据置期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることが出来る。
合 計	164,000			

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入	款	項	金 額
1. 使用料及び手数料			千円 25,398
		1. 使 用 料	25,398
2. 財産収入			1,968,779
		1. 財産売却収入	1,968,779
3. 繰 入 金			764,186
		1. 一般会計繰入金	764,186
4. 諸 収 入			1
		1. 市預金利子	1
5. 市 債			164,000
		1. 市 債	164,000
歳 入	合 計		2,922,364

歳 出	款	項	金 額
1. 先行取得事業費			千円 2,922,364
		公共取得事業費	2,922,364
1. 先行取得事業費		公共取得事業費	2,922,364
歳 出	合 計		2,922,364

第1表 歳入歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 国庫支出金			8,245
2. 財産収入		1. 国庫補助金	8,245
			1,165,127
3. 繰入金		1. 財産売却収入	1,165,127
			9,147
4. 諸収入		1. 一般会計繰入金	9,147
			118,545
5. 市債		1. 雑入	118,545
			2,420,200
		1. 市債	2,420,200
歳入	合計		3,721,264

歳出	款	項	金額
1. 工業団地造成事業費			3,721,264
歳出	合計		3,721,264

平成19年度金沢市工業団地造成事業費特別会計予算

平成19年度金沢市の工業団地造成事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,721,264千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成19年度金沢市農村下水道事業費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	2,420,200 千円	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市政その他の種会に より、担保額及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができる。
合 計	2,420,200			

平成19年度金沢市の農村下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ446,995千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成19年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 使用料及び手数料			68,600
	1. 使用料		68,600
2. 果支出金			8,213
	1. 県補助金		8,213
3. 繰入金			366,010
	1. 一般会計繰入金		366,010
4. 諸収入			4,172
	1. 雑収入		4,172
歳入	合計		446,995

平成19年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ853,709千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

歳出	款	項	金額
1. 農村下水道事業費			446,995
	1. 農村下水道事業費		446,995
歳出	合計		446,995

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	160,700	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合に より、据置期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができる。
合 計	160,700			

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入	款	項	金 額 千円
1. 財 産 収 入			649,818
		1. 財 産 売 払 収 入	649,818
2. 繰 入 金			43,153
		1. 一 般 会 計 繰 入 金	43,153
3. 諸 収 入			38
		1. 雑 収 入	38
4. 市 債			160,700
		1. 市 債	160,700
歳 入 合 計			853,709

歳 出	款	項	金 額 千円
1. 住 宅 団 地 建 設 事 業 費			853,709
		1. 住 宅 団 地 建 設 事 業 費	853,709
歳 出 合 計			853,709



第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 使用料及び手数料		255,690
		1. 使用料	255,690
	2. 繰入金		15,653
		1. 一般会計繰入金	15,653
	3. 諸収入		12
		1. 雑収入	12
歳入	合 計		271,355

歳出	款	項	金額
	1. 駐車場事業費		271,355
		1. 駐車場事業費	271,355
歳出	合 計		271,355

平成19年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

平成19年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ271,355千円と定める。  
第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 国民健康保険料		12,747,243
		1. 国民健康保険料	12,747,243
	2. 国庫支出金		11,153,843
		1. 国庫負担金	8,590,998
		2. 国庫補助金	2,562,845
	3. 療養給付費等交付金		9,754,043
		1. 療養給付費等交付金	9,754,043
	4. 県支出金		1,878,953
		1. 県負担金	197,542
		2. 県補助金	1,681,411
	5. 共同事業交付金		5,150,790
		1. 共同事業交付金	5,150,790
	6. 繰入金		3,654,818
		1. 一般会計繰入金	3,654,818
	7. 諸収入		615,619
		1. 延滞金、加算金及び過料	2,990
		2. 貸付金元利収入	19,700
		3. 雑収入	592,929
歳入	合計		44,955,309

平成19年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

平成19年度金沢市の国民健康保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,955,309千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

平成19年度金沢市老人保健費特別会計予算

平成19年度金沢市の老人保健費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,340,488千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

歳 出 款	項	金 額
1. 総務費		184,686
	1. 総務管理費	184,686
2. 保険給付費		44,082,490
	1. 保険給付費	44,082,490
3. 保健事業費		132,049
	1. 保健事業費	132,049
4. 公債費		1,000
	1. 公債費	1,000
5. 繰上充用金		555,084
	1. 繰上充用金	555,084
歳 出 合 計		44,955,309

平成19年度金沢市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 基金交付金			22,556,805
	1. 基金交付金		22,556,805
2. 国庫支出金			12,447,763
	1. 国庫負担金		12,447,763
3. 県支出金			3,109,532
	1. 県負担金		3,109,532
4. 繰入金			3,172,887
	1. 一般会計繰入金		3,172,887
5. 諸収入			53,501
	1. 市預金利子		500
	2. 雑収入		53,001
歳入	合計		41,340,488

平成19年度金沢市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができない地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

歳出	款	項	金額
1. 総務費			61,788
	1. 総務管理費		61,788
2. 医療諸費			41,278,200
	1. 医療諸費		41,278,200
3. 公債費			500
	1. 公債費		500
歳出	合計		41,340,488

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
母子募借付金	14,458	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)の規定による。
合 計	14,458			

第1表 入 歳 入 歳 出 予 算

款	項	金額 千円
1. 繰入金		7,837
	1. 一般会計繰入金	7,837
2. 繰越金		2,318
	1. 繰越金	2,318
3. 諸収入		39,087
	1. 市預金利子	4
	2. 貸付金元利収入	39,082
	3. 雑収入	1
4. 市債		14,458
	1. 市債	14,458
歳入	合 計	63,700

歳 出

款	項	金額 千円
1. 民生費		63,600
	1. 母子募借福祉資金費	63,600
2. 公債費		100
	1. 公債費	100
歳出	合 計	63,700

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1. 介護保険料		5,029,145
	1. 介護保険料	5,029,145
2. 国庫支出金		5,623,460
	1. 国庫負担金	4,312,680
	2. 国庫補助金	1,310,880
3. 支払基金交付金		7,681,103
	1. 支払基金交付金	7,681,103
4. 県支出金		3,801,089
	1. 県負担金	3,718,706
	2. 県補助金	82,383
5. 財産収入		1,348
	1. 財産運用収入	1,348
6. 繰入金		3,445,797
	1. 一般会計繰入金	3,445,797
7. 諸収入		1,985
	1. 市預金利子	1
	2. 雑収入	1,984
歳入	合計	25,583,927

平成19年度金沢市介護保険費特別会計予算

平成19年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,583,927千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成19年度金沢市ガス事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度金沢市のガス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 供給戸数 78,700戸
- (2) 年間送出货量 46,300,000m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均送出货量 126,503m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業  
 ガス製造設備建設 803,000千円  
 導管拡張 544,000千円  
 導管改良 350,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	8,394,920千円
第1項 製品売上益	7,821,760千円
第2項 営業雑収益	386,984千円
第3項 簡易ガス収益	104,450千円
第4項 営業外収益	81,756千円
外に当年度予定欠損	531,884千円
合 計	8,926,804千円
支 出	
第1款 事業費用	8,926,804千円
第1項 営業費用	7,241,387千円
第2項 営業雑費用	368,153千円
第3項 簡易ガス費用	115,020千円
第4項 営業外費用	1,197,244千円
第5項 予備費	5,000千円
合 計	8,926,804千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,929,336千円は過年度分損益勘定留保資金1,866,324千円、当年度分損益勘定留保資金1,000,684千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額62,328千円で補てんするものとする。)

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		282,157
	1. 総務管理費	282,157
2. 保険給付費		24,711,651
	1. 保険給付費	24,711,651
3. 地域支援事業費		433,357
	1. 地域支援事業費	433,357
4. 基金積立金		147,872
	1. 基金積立金	147,872
5. 公債費		8,890
	1. 公債費	1,000
	2. 財政安定化基金償還金	7,890
歳 出 合 計		25,583,927

借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)  
 第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。  
 (予定支出の各項の経費の金額の流用)  
 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

職員給与費  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
 第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,255,099千円  
 (2) 交際費 350千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

ガス事業費用補助 23,544千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,200,000千円と定める。

入		出	
第2款 資本的収入	998,150千円	第2款 資本的支出	3,927,486千円
第1項 企業債	700,000千円	第1項 建設改良費	1,968,109千円
第2項 負債補助金	272,010千円	第2項 熱量変更支費	400,974千円
第3項 補助金	23,130千円	第3項 簡易ガス施設費	4,600千円
第4項 回収金	3,000千円	第4項 企業債償還金	1,542,803千円
第5項 固定資産売却収入	10千円	第5項 貸付金	6,000千円
外に過年度分損益勘定留保資金	1,866,324千円	第6項 予備費	5,000千円
当年度分損益勘定留保資金	1,000,684千円	合 計	3,927,486千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	62,328千円		
合 計	3,927,486千円		

(債務負担行為)  
 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ガス製造設備建設事業費	平成20年度	447,000千円

(企業債)  
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率
建設改良資金にあてるため。	700,000千円	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。	5.0%以内



平成19年度金沢市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度金沢市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 191,700戸
- (2) 年間総配水量 57,300,000m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均配水量 156,557m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業
  - 配水管拡張 延長 17,465m 497,000千円
  - 配水管改良 延長 11,835m 1,004,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 事業収益
  - 第1項 営業収益 9,912,753千円
  - 第2項 営業外収益 9,492,290千円
- 外に当年度予定欠損 420,463千円
- 合計 136,547千円
- 合計 10,049,300千円

支出

- 第1款 事業費用
  - 第1項 営業費用 10,049,300千円
  - 第2項 営業外費用 8,840,315千円
  - 第3項 予備費 1,198,985千円
- 合計 10,000千円
- 合計 10,049,300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,805,603千円は過年度分損益勘定留保資金2,194,542千円、当年度分損益勘定留保資金520,922千円、減価積立金20,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額70,139千円で補てんするものとする。)

収入

- 第2款 資本的収入
  - 第1項 企業債 2,355,967千円
  - 第2項 工事負担金 1,889,000千円
  - 第3項 補助金 419,586千円
  - 第4項 企業債元金償還補給金 25,380千円
- 合計 21,991千円

- 第5項 固定資産売却収入 10千円
- 外に過年度分損益勘定留保資金 2,194,542千円
- 当年度分損益勘定留保資金 520,922千円
- 減価積立金 20,000千円
- 当年度分消費税等資本的収支調整額 70,139千円
- 合計 5,161,570千円

支出

- 第2款 資本的支出
  - 第1項 建設改良費 5,161,570千円
  - 第2項 企業債償還金 2,145,674千円
  - 第3項 予備費 3,014,396千円
- 合計 1,500千円
- 合計 5,161,570千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
配水施設改良事業費	平成20年度	140,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的 金利負担の軽減を図るため。

限度額 1,889,000千円

起債の方法 証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる

資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

平成19年度金沢市発電事業特別会計予算

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,360,132千円
  - (2) 交際費 300千円
- (他会計からの補助金)
- 第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。
- (1) 上下水道整備事業費補助 40,478千円
  - (2) 上下水道事業費用補助 2,895千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

(総則)  
 第1条 平成19年度金沢市の発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 供給目標電力量 140,030MWH
- (2) 主要な建設改良事業 発電施設改良 250,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収益	1,184,202千円	入
第1項 営業収益	1,177,411千円	
第2項 財務収益	3,830千円	
第3項 事業外収益	2,961千円	
合 計	1,184,202千円	
第1款 事業費用	1,046,146千円	出
第1項 営業費用	854,820千円	
第2項 財務費用	146,272千円	
第3項 事業外費用	40,054千円	
第4項 予備費	5,000千円	
外に当年度予定利益	138,056千円	
合 計	1,184,202千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額634,105千円は過年度分損益勘定留保資金530,481千円、減債積立金73,000千円、繰越利益剰余金処分額20,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額10,624千円で補てんするものとする。)

過年度分損益勘定留保資金	530,481千円	入
減債積立金	73,000千円	
繰越利益剰余金処分額	20,000千円	
当年度分消費税等資本的収支調整額	10,624千円	
合 計	634,105千円	

平成19年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

(総 則)  
 第1条 平成19年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)  
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 4か所
- (2) 年間総給水量 268,632m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均給水量 738m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)  
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収入	68,517千円
第1項 営業収入	12,749千円
第2項 営業外収入	55,768千円
外に当年度予定欠損	1,061千円
合 計	69,578千円
第1款 事業費用	69,578千円
第1項 営業費用	59,263千円
第2項 営業外費用	10,115千円
第3項 予備費	200千円
合 計	69,578千円

(資本的収入及び支出)  
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,756千円は過年度分損益勘定留保資金5,756千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	23,021千円
第1項 他会計補助金	23,021千円
外に過年度分損益勘定留保資金	5,756千円
合 計	28,777千円
第2款 資本的支出	28,777千円
第1項 企業債償還金	28,777千円
合 計	28,777千円

支 出  
 第2款 資本的支出  
 第1項 建設改良費 634,105千円  
 第2項 事業外固定資産取得費 250,200千円  
 第3項 企業債償還金 20,000千円  
 第4項 予備費 362,905千円  
 合 計 1,000千円  
 634,105千円  
 (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 189,656千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)  
 第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- 発電事業費用補助 540千円
- 地域振興積立金 20,000千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち20,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

平成19年度金沢市病院事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	311床
(2) 年 間 患 者 数	78,946人
入 院 来	124,781人
外 来	
(3) 一 日 平 均 患 者 数	216人
入 院 来	509人
外 来	
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
医 療 機 器 整 備 事 業	156,000千円
施 設 整 備 事 業	91,500千円
病 院 業 務 情 報 シ ス テ ム 開 発 事 業	14,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	5,127,145千円
第1項 医 業 収 益	4,618,000千円
第2項 医 業 外 収 益	509,145千円
外 に 当 年 度 予 定 欠 損	175,707千円
合 計	5,302,852千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	5,302,852千円
第1項 医 業 費 用	5,158,750千円
第2項 医 業 外 費 用	144,102千円
合 計	5,302,852千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106,057千円は過年度分損益勘定留保資金105,432千円及び当年度消費税等資本的収支調整額625千円で補てんするものとする。)

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職 員 給 与 費 8,499千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からの補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 工業用水道事業費用補助 55,555千円

(2) 工業用水道建設事業償還金補助 23,021千円

(重要な資産の取得)  
 第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。  
 (種 類) (名 称) (数 量)  
 取得する資産 器械備品 体外衝撃波結石破碎装置 1

第2款 資本的収入	450,556千円
第1項 企業補助金	261,500千円
第2項 他会計補助金	89,412千円
第3項 他会計出資金	99,644千円
外に過年度分損益勘定留保資金	105,432千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	625千円
合 計	556,613千円
第1款 支出	
第2款 資本的支出	556,613千円
第1項 建設改良費	261,500千円
第2項 企業債償還金	295,113千円
合 計	556,613千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良及び病院業務情報システム開発資金にあて るため。
限 度 額	261,500千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他 から起債する。
利 率	5.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市 の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借 換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流  
 用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経な  
 ければならない。

職 員 給 与 費	2,447,269千円
(他会計からの補助金)	
第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。	
(1) 病院事業費用補助	471,843千円
(2) 病院建設改良事業債償還金補助	89,412千円

平成19年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

(総則)  
第1条 平成19年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)  
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱数量	
青果部	95,900 t
水産物部	69,600 t
(2) 主要な建設改良事業	
市場内LANシステム開発事業	53,000千円

(収益的収入及び支出)  
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収益	987,341千円	入
第1項 営業収益	602,111千円	
第2項 営業外収益	385,230千円	
合計	987,341千円	
第1款 事業費用	953,254千円	出
第1項 営業費用	845,943千円	
第2項 営業外費用	106,811千円	
第3項 予備費	500千円	
外に当年度予定利益	34,087千円	
合計	987,341千円	

(資本的収入及び支出)  
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額495,502千円は過年度分損益勘定留保資金494,021千円、減価積立金300千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額1,181千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	144,325千円	入
第1項 企業債	53,000千円	
第2項 他会計補助金	91,325千円	
外に過年度分損益勘定留保資金	494,021千円	
減債積立金	300千円	
当年度分消費税等資本的収支調整額	1,181千円	
合計	639,827千円	

第2款 資本的支出	639,827千円	出
第1項 建設改良費	68,500千円	
第2項 企業債償還金	271,327千円	
第3項 他会計借入金返還金	300,000千円	
合計	639,827千円	

(企業債)  
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	市場内LANシステム開発資金にあてるため。
限度額	53,000千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利率	5.0%以内
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)  
第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与	176,248千円
費用補助	382,887千円
中央卸売市場整備事業債償還金補助	91,325千円

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 事業費用補助	382,887千円
(2) 中央卸売市場整備事業債償還金補助	91,325千円

平成19年度金沢市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度金沢市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 管渠整備備面積 98ha
- (2) 年度末排水面積 7,839ha
- (3) 年度末排水人口 403,120人
- (4) 年間総処理水量 69,800,000m<sup>3</sup>
- (5) 主要な建設改良事業  
公共下水道事業
  - 管渠施設 延長 24,843m 2,991,300千円
  - ポンプ揚施設 588,000千円
  - 雨水関連施設 940,000千円
  - 水質管理施設 3,859,800千円
  - 流域下水道事業 64,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中減価償却費5,458,342千円及び営業外費用中支払利息5,445,863千円の財源の一部にあてるため、企業債1,690,000千円を借り入れる。

第1款 事業収益	13,006,939千円	入
第1項 営業収益	9,978,931千円	
第2項 営業外収益	3,028,008千円	
外に当年度予定欠損	1,616,570千円	
合計	14,623,509千円	出
第1款 事業費用	14,623,509千円	
第1項 営業費用	9,067,046千円	
第2項 営業外費用	5,546,463千円	
第3項 予備費	10,000千円	
合計	14,623,509千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,940,636千円は過年度分損益勘定留保資金2,764,391千円、当年度分損益勘定留保資金3,007,276千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額168,969千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	19,617,753千円	入
第1項 回収業債	47,000千円	
第2項 企業補助金	14,743,300千円	
第3項 国庫補助金	3,193,100千円	
第4項 他会計負担金	486,065千円	
第5項 受益者負担金	350,000千円	
第6項 工事負担金	721,600千円	
第7項 公共下水道事業減価償却基金繰入金	76,678千円	
第8項 固定資産売却収入	10千円	
外に過年度分損益勘定留保資金	2,764,391千円	
当年度分損益勘定留保資金	3,007,276千円	
当年度分消費税等資本的収支調整額	168,969千円	
合計	25,558,389千円	出
第2款 資本的支出	25,558,389千円	
第1項 建設改良費	8,775,385千円	
第2項 企業債償還金	16,703,004千円	
第3項 貸付金	75,000千円	
第4項 予備費	5,000千円	
合計	25,558,389千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度
水質管理施設整備事業費	平成20年度から 平成21年度まで	4,515,000 千円

平成19年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成19年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱数量 27,400千本

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	43,492千円
第1項 営業収益	26,593千円
第2項 営業外収益	16,899千円
合 計	43,492千円
支 出	
第1款 事業費用	40,222千円
第1項 営業費用	38,056千円
第2項 営業外費用	1,666千円
第3項 予備費	500千円
外に当年度予定利益	3,270千円
合 計	43,492千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,045千円は過年度分損益勘定留保資金6,912千円、減価積立金1,800千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額333千円で補てんするものとする。)

収 入	
第2款 資本的収入	2,045千円
第1項 他会計補助金	2,045千円
外に過年度分損益勘定留保資金	6,912千円
減価積立金	1,800千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	333千円
合 計	11,090千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的 建設改良資金、減価償却費、支払利息及び企業債償還金にあてるとため並びに金利負担の軽減を図るため。

限度額 16,433,300千円

起債の方法 証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れられる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与	952,083千円
(2) 交 際 費	300千円



支 出	
第2款 資本的支出	11,090千円
第1項 建設改良費	7,000千円
第2項 企業債償還金	4,090千円
合 計	11,090千円
（一時借入金）	
第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。 （議会の議決を経なければ流用することのできない経費）	
第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。	
職員給与費	13,214千円
（他会計からの補助金）	
第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。	
(1) 運営費補助	16,688千円
(2) 市場建設事業債償還金補助	2,045千円

平成19年(2007年)4月2日 印刷  
 平成19年(2007年)4月2日 発行  
 定価 120円

発行人  
 発行所  
 印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市  
 金 沢 市 役 所  
 カネモト印刷(株)